

令和2年新十津川町農業委員会

第32回(3月)会議録

招集月日	令和2年3月25日	14時30分	場 所	役場 庁議室
開閉日時	開 会	令和2年3月25日	14時26分	
	閉 会	令和2年3月25日	16時00分	
及宣言者	会 長	土 田 等 司	会長代理	続 木 秀 則

委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	阪 口 徳 幸	出	7	乗 松 良 行	出	13	坂 下 敏 浩	出
2	高 橋 了 裕	出	8	川 村 登	出	14	坂 本 和 隆	出
3	上 杉 秀 正	欠	9	木 村 文 秋	出	15	田 中 千 久	出
4	杉 本 初 美	出	10	宮 本 英 靖	出	16	続 木 秀 則	出
5	中 嶋 和 己	出	11	北 川 雅 善	出	17	土 田 等 司	出
6	平 野 尚 一	出	12	太 田 正 一	出			

農業委員会事務局職員

事務局長	小 松 敬 典	事務局副主幹	新 居 剛 紀
事務局主幹	岡 崎 弘 幸	事務局担当	穴 吹 理 絵

議案説明のために出席した者の職・氏名

--	--	--	--

		開会宣告
		開議宣告
日程	1	会期の決定
	2	会議録署名委員の指名について
	3	一般事務報告
	4	報告第1号 使用貸借の合意解約通知報告について
	5	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
	6	議案第2号 農地の権利移動の許可申請について
	7	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	8	議案第4号 農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
	9	議案第5号 農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について
	10	その他

開会宣告	議長	只今から第32回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、16名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第32回農業委員会総会の会期は本日1日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名委員の指名について議題といたします。</p> <p>議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第16番 続木 秀 則</p> <p>第 1 番 阪 口 徳 幸 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(令和2年2月26日～令和2年3月25日)</p>

日程第4 報告第1号	議 長	続きますして、日程第4報告第1号、使用貸借の合意解約通知報告について 事務局から内容の説明を申し上げます。		
	事務局	報告第1号 使用貸借の合意解約通知報告について 農地法第3条の使用貸借の合意解約通知が別紙のとおりあったので報告する。 令和2年3月25日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司 番号1について報告をします。 番号 1 字〇〇 地番全19筆、地目田47,547㎡、畑68,001.39㎡ 合計115,548.39㎡ 民有地 農地法第3条 以上で報告を終わります。		
		議 長	続きますして、日程第5議案第1号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認 について 事務局から内容の説明を申し上げます。	
		事務局	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので、 成立状況について確認をする。 令和2年3月25日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司 番号1 番号 1 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積42,681㎡ 令和2年3月9日提出、合意解約通知 集積計画 円滑化事業 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号2 番号 2 字〇〇 地番全12筆、地目田、畑 民有地 合計面積52,691㎡ 令和2年3月17日提出、合意解約通知 集積計画 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 以上、2件について説明を終わります。 よろしくご審議のほどお願いします。	
			議 長	説明が終わりました。 質疑ございませんか。
			委 員	なし。
			議 長	質疑なしと認めます。 通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。
			委 員	なし。
日程第6 議案第2号	議 長		異議なしと認め、議案第1号については提案のとおり確認しました。 続きますして、日程第6、議案第2号、農地の権利移動の許可申請について 事務局から内容の説明を申し上げます。	
	事務局		議案第2号 農地の権利移動の許可申請について 農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について 決定をする。 令和2年3月25日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司 番号 1 説明 図面番号1をご覧ください。	

日程第6 議案第2号	事務局	字〇〇 地番全2筆 地目田842㎡ 畑167㎡ 民有地
		合計面積1,009㎡ 法律関係 贈与
		こちらの農地につきましては、高齢のため農地の管理ができないので、隣接者に 贈与するというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号2について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号 2 説明	
	図面番号2をご覧ください。	
	字〇〇 地番全3筆 地目田47,547㎡ 畑545㎡ 民有地	
	合計面積48,092㎡ 法律関係 贈与	
	こちらの農地につきましては、高齢のため子に農地を譲渡するというものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号3について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号 3 説明	
	図面番号3をご覧ください。	
	字〇〇 地番全16筆 地目畑67,456.39㎡ 民有地 合計面積67,456.39㎡	

日程第6 議案第2号	事務局	法律関係 売買 こちらの農地につきましては、高齢のため、農地を管理することができないため譲渡するというものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号3は提案のとおり決定をします。 議案第2号については決定をしました。 続きまして、日程第7議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、許可の可否について意見を求める。 令和2年3月25日 提出 新十津川町農業委員会会長 土田等司 番号1 説明 字〇〇 地番全1筆 地目田 民有地 合計面積26,543㎡ 5条一時転用 図面番号4をご覧ください。 こちらについては、別添資料のとおり、耕地改良に伴う砂利採取であります。 一時転用となっております。 農地の区分は、農用地区域内農地であり、農業振興地域です。 採取方法や施工状況については問題がないものと思われまます。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	

日程第8 議案第4号	議 長	議案第3号番号1については、提案のとおり決定し、北海道農業会議へ意見聴取いたします。
		結果が可でありましたら、会長の専決により許可いたします。
		続きまして、日程第8議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について	このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、新十津川町より決定依頼が次のとおりあったので、意見を求める。
		令和2年3月25日 提出
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
		番号 1 説明
		図面番号5をご覧ください。
		番号1 字〇〇 地番全6筆 地目田21,588㎡、その他302㎡ 民有地
		合計面積21,890㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号1について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、乗松委員より説明いたします。
委 員	説明申し上げます。	売り主の〇〇さんから農地を売りたい旨の相談がありました。
		そのため、地域に募ったところ、元々町内で賃貸していた〇〇さんの手上げがありました。
		価格につきましては、家まわりの整備をされていて条件が良かったため、この単価になりました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議 長	説明を終わります。
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
議 長	討論なしと認めます。	これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
議 長	異議なしと認め、番号1については、提案のとおり決定をします。	続きまして、番号2について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 2 説明
	図面番号6をご覧ください。	番号2 字〇〇 地番全2筆 地目田9,072㎡ 民有地 合計面積9,072㎡
	こちらについては、売買案件となっています。	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各

日程第8 議案第4号	事務局	要件を満たしていると考えます。
	議長	番号2について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、坂本委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		売り主の〇〇さんから農地を売りたい旨の申し出がありました。
		そのため、地域に募ったところ、〇〇さん1件のみの手上げでしたので、決定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号2については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号3について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号3 説明
		図面番号7をご覧ください。
		番号3 字〇〇 地番全10筆 地目田66,201㎡、畑987㎡ 民有地
合計面積 67,188㎡		
こちらについては、売買案件となっています。		
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。		
議長	番号3について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、坂本委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	売り主については、先程の番号2と同様です。	
	地域に募ったところ、3件の手上げがありましたが、隣地の〇〇さんに決定しました。	
	単価につきましては、それぞれ設定しております。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	

日程第8 議案第4号	委員	なし。		
	議長	異議なしと認め、番号3については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号4について事務局から説明申し上げます。		
	事務局	番号4説明	図面番号8をご覧ください。 番号4 字〇〇 地番全2筆 地目田23,770㎡ 民有地 合計面積23,770㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
		議長	番号4について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、坂本委員より説明いたします。	
		委員	それでは、説明申し上げます。 売り主は先程と同じです。 当該農地につきましては、農道を挟んで隣地の〇〇さん1件の手上げでした。 単価につきましては、面工事が終わった広い田なのでこのように設定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
			議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
			委員	なし。
	議長		質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
		委員	なし。	
		議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委員		なし。	
	議長	異議なしと認め、番号4については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号5について事務局から説明申し上げます。		
		事務局	番号5説明	図面番号9をご覧ください。 番号5 字〇〇 地番全1筆 地目田17,970㎡ 民有地 合計面積17,970㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長		番号5について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、坂本委員より説明いたします。	
	委員		それでは、説明申し上げます。 同じく〇〇さんが売り主の案件になります。 当該農地も農道を挟んで耕作している〇〇さん1件の手上げでした。 単価につきましても、面工事が終わった大きな田なので、このように設定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
			議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委員	なし。	

日程第8 議案第4号	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号5については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号6について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 6 説明
		図面番号10をご覧ください。
		番号6 字〇〇 地番全8筆 地目田20,260㎡、畑1,958㎡ 民有地
		合計面積 22,218㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号6について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、坂本委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。
		同じく売り主〇〇さんの案件になります。
		隣地で耕作している〇〇さん1件の手上げがあり、決定しました。
	単価につきましては他より安価ですが、山際の畦畔を考慮してこのようになりました。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議 長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号6については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号7について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 7 説明	
	図面番号11をご覧ください。	
	番号7 字〇〇 地番全2筆 地目田20,946㎡ 民有地 合計面積20,946㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議 長	番号7について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、乗松委員より説明いたします。	

日程第8 議案第4号	委員	それでは、説明申し上げます。
		売り主の〇〇さんから体調を崩したため、農地を売りたい旨の申し出がありました。
		こちらは、〇〇さんの3つある案件の1つ目になります。
		田の両側で耕作している〇〇さんの手上げがありました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号7については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号8について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 8 説明 図面番号12をご覧ください。 番号8 字〇〇 地番全4筆 地目田35,616㎡、畑1,409㎡、その他106㎡ 民有地 合計面積37,131㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号8について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、乗松委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件も〇〇さんの2件目になります。 地域に募ったところ、〇〇さんの手上げがありました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号8については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号9について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 9 説明	

日程第8 議案第4号	事務局	図面番号13をご覧ください。
		番号9 字〇〇 地番全7筆 地目田48,774㎡ 民有地 合計面積48,774㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号9について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、乗松委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの案件も〇〇さんの3件目になります。
		地域に募ったところ、町内で耕作している〇〇さんの手上げがありました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号9については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号10について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号10 説明	
	図面番号14をご覧ください。	
	番号10 字〇〇 地番全4筆 地目田5,885㎡ 民有地 合計面積5,885㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号10について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、乗松委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	こちらの案件につきましては、売り主から農地を売りたい旨の相談がありました。	
	地域に募ったところ、隣接して農地を耕作している〇〇さんから手上げがあり、決定しました。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	

日程第8 議案第4号	議 長	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
	委 員	なし。		
	議 長	異議なしと認め、番号10については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号11について事務局から説明申し上げます。		
	事務局	番号 11 説明	図面番号15をご覧ください。	
		番号11 字〇〇 地番全4筆 地目田56,534㎡、畑1,490㎡ 民有地 合計面積58,024㎡	こちらについては、賃貸借円滑化案件となっています。	
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。		
		議 長	番号11について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、乗松委員より説明いたします。	
		委 員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、地主の〇〇さんからピンネ農業公社に貸付したいと相談がありました。 そのため、町内にまわしたところ、〇〇さんの申し込みがありました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
			議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員		なし。	
	議 長		質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
	委 員	なし。		
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
		委 員	なし。	
		議 長	異議なしと認め、番号11については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号12について事務局から説明申し上げます。	
	事務局	番号 12 説明	図面番号16をご覧ください。	
		番号12 字〇〇 地番全5筆 地目田30,247.3㎡ 民有地 合計面積30,247.3㎡	こちらについては、賃貸借円滑化案件となっています。	
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。		
		議 長	番号12について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、北川委員より説明いたします。	
		委 員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、1月から2月頃に売りにでた案件です。 町内にまわして手上げがなかったため、ピンネ農業公社にまわしたところ、〇〇さんの手上げがありました。 価格につきましては、畦畔がないためこの単価にしました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
	議 長		説明を終わります。	

日程第8 議案第4号	議 長	質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号12については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号13について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 13 説明
		図面番号17をご覧ください。
		番号13 字〇〇 地番全1筆 地目田2,270.68㎡ 民有地 合計面積2,270.68㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号13について、事務局から説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号13については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号14について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 14 説明	
	図面番号18をご覧ください。	
	番号14 字〇〇 地番全7筆 地目田27,676.21㎡ 民有地 合計面積27,676.21㎡	
	こちらについては、賃貸借案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議 長	番号14について、事務局から説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	

日程第8 議案第4号	議 長	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	異議なしと認め、番号14については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号15について事務局から説明申し上げます。	
	事務局	番号 15 説明	図面番号19をご覧ください。 番号15 字〇〇 地番全1筆 地目田22,684㎡ 民有地 合計面積22,684㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		議 長	番号15について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委 員	なし。
		議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
		委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
		委 員	なし。
		議 長	異議なしと認め、番号15については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号16について事務局から説明申し上げます。 なお、番号16と番号17については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により退席を求めます。 〇〇委員退席ください。
	事務局	番号 16 説明	図面番号20をご覧ください。 番号16 字〇〇 地番全1筆 地目田7,660㎡ 民有地 合計面積7,660㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		議 長	番号16について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委 員	なし。
		議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
		委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
		委 員	なし。
		議 長	異議なしと認め、番号16については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号17について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 17 説明	

日程第8 議案第4号	事務局	図面番号21をご覧ください。
		番号17 字〇〇 地番全19筆 地目田29,411㎡、畑561㎡ 民有地
		合計面積29,972㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号17について、事務局から説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
討論はございませんか。		
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
日程第9 議案第5号	議長	異議なしと認め、番号17については、提案のとおり決定をします。
		それでは、〇〇委員席についてください。
		議案第4号については、全て決定しました。
		続きまして、日程第9議案第5号農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について事務局より説明を申し上げます。
		事務局
	農地法第3条第2項第5号の下限面積について、北海道では2ヘクタールとされているが、農業委員会において、農林水産省令で定める基準に従い別段の面積を定めることができることとされている。	
	そのため、令和2年度の下限面積(別段の面積)の設定について、次のとおり提案する。	
	令和2年3月25日 提出	
	新十津川町農業委員会会長 土田 等 司	
	新十津川町農業委員会では、次の理由により2ヘクタールの変更は行わない。	
1 農地法施行規則第17条第1項の適用について		
新十津川町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家の9割を超えているため。		
2 農地法施行規則第17条第2項の適用について		
新十津川町内の耕作放棄率は低い現状にあるため。		
3 農地法施行令第6条第3項第1号の適用について		
花卉、野菜等の集約的経営については、例外として認める。		
内容について、補足説明いたします。		
農地法施行規則第17条第1項で定める「別段の面積に定めようとする面積を耕作する者の数が、耕作者全体の4割を下らないように算定する」について、新十津川町内の2ヘクタール未満の農地の耕作者が、4割以下であり、2ヘクタール以上の耕作者が9割を超えているため2ヘクタールは変更できない。		
本町は、1戸平均の耕作面積が2ヘクタール以下の耕作者は、1割以下のため。以上の理由から、下限面積は2ヘクタールを変更しないことを提案します。		
以上について、ご審議をお願いいたします。		

日程第9 議案第5号	議 長	事務局からの説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
日程第10 その他	議 長	ないようですので、議案第5号については提案のとおり決定し、町のホームページにて公表をいたします。
		続きますして、日程第10、その他に入ります。
		事務局から、何かありますか。
	事務局	ありません。
	議 長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。
		それでは、本日の第32回農業委員会総会を閉じさせていただきます。
慎重なご審議ありがとうございました。		